

平成31年度沖縄県離島観光活性化促進事業(八重山)  
離島観光協会主導プロモーション「SNSプロモーション」  
企画コンペティション募集要項

## 1.目的

本企画コンペティション(以下コンペ)に係る委託業務は、ミス八重山公式インスタグラム\*1で八重山諸島の露出を図り、新規旅行者の開拓、並びにリピーターの旅行需要喚起を狙う。

\*1ミス八重山公式インスタグラム <https://www.instagram.com/missyaeyama/>

## 2.企画内容

募集する企画の内容は、別紙「企画コンペティション仕様書」のとおりとする。

## 3.見積り

提案総額の上限は、2,500,000円(消費税別)とする。ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

※「取引に係る消費税額及び地方消費税相当額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

※本契約において、契約期間途中において消費税率等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

## 4.委託期間

契約締結の日から令和2年2月25日(又は、実施報告書及び実績報告書完了後まで)

## 5.参加資格

企画コンペの参加資格は要件をすべて満たす企業又は団体とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続を行っていない者。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第6号に規定する暴力団員でない者、同項第2号に規定する暴力団の利益となる活動を行っていない者。
- (4)税金を滞納していない者。
- (5)(一社)八重山ビジターズビューロー(以下、YVB)との協力・連携体制を構築できる者であること。
- (6)沖縄県内に本社、支店、営業所を有する企業又は団体であること。

## 6.失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)上記5.の要件を満たさなくなった場合。
- (2)公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (3)見積書の見積額が提案総額を超えている場合。

## 7.提出書類・スケジュール

応募に際し提出する書類は以下の通りとする。企画コンペに参加する企業又は団体は、所定の様式により提出期限までにYVBへ原本を郵送又は持ち込みにて提出しなければならない。

(1)企画提出書(様式1)…14部(社印押印済み原本1部・コピー13部)

※共同体として提案する場合は、様式1の項目3、4については参加企業全社分提出すること。なお、会社概要資料(パンフレット等)の添付は1部のみでよい。

※複数の企業等で共同体を構成し、応募する場合は、幹事企業を選定すること。

(2)企画書(内容は別紙「企画コンペティション仕様書」参照)…14部

(3)見積書(社名表記/社印押印/内訳明細記載)…14部(社印押印済み原本1部・コピー13部)

※応募社における経理規程に従い、経費項目を設定し見積りを作成する。

※実施報告及び実績報告時には、経費項目ごとにおける各種証憑類の提出が必要となる。

※支払いは、提出された証憑類を元にYVBが検査し、実情に即した支払いとなる。

(4)スケジュールは、次の通り

・上記書類提出:令和元年6月13日(木)12:00必着

提出先: 一般社団法人 八重山ビジターズビューロー

〒907-0022 沖縄県石垣市大川547番地 興ビル206号室

電話:0980-87-6252/FAX:0980-87-5509 担当:翁長・仲道

・委託業者決定:令和元年7月上旬ごろ委託業者決定・通知

※応募者全員に結果を通知する

## 8.審査

審査は次のとおり行う。

(1)提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次審査・最終審査を経て契約予定業者を選定する。原則として1次審査は書面審査にて行い、上位3社程度を選出し、最終審査の書面審査へ進むものとする。ただし応募件数によっては最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

(2)最終審査は書面審査にて行い、応募各社によるプレゼンテーションの実施は無し。

(3)1次審査・最終審査の内容についての問合せには対応しない。

## 9.著作権等

著作権及び使用権については次の通りとする。

(1)本委託事業にて撮影・制作した成果物の著作権(イラスト、写真等を含む一式)、著作隣接権等の知的財産権は、全てYVBに帰属するが、平成31年度沖縄県離島観光活性化促進事業(八重山)事業終了後、全て沖縄県に帰属する。

(2)著作者人格権については行使しないものとする。

(3)本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

## 10.委託契約

委託契約については、原則として第1位入選者と契約を行うものとするが、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約するものとする。

## 11.その他留意事項

前項までの規定に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1)応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2)応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3)応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4)応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5)提出された応募書類は、返却しない。
- (6)1次審査、最終審査の審査内容及び経過については、公表しない。
- (7)業務の一括再委託の禁止。